

民法改正に関する変更箇所のお知らせ

本書の内容のうち、民法改正(平成17年4月1日現在)に対応するように、以下の記述を読み替えてください。

司法書士 厳選！ 速効問題集 勝つための戦略(ヒント)Vol.2物権

頁	訂正箇所	誤	正
P82	肢3 3行目	本肢の場合、Aの建物増改築が、Bの敷地並びに...	本肢の場合、Bの建物増改築が、Aの敷地並びに...
P120	肢ウ4行目	(不動産登記法112条)。	(不動産登記法79条)。
P121	ここがポイント表譲渡賃貸(地上権)	(不登111)。	(不登78)。
P121	ここがポイント表譲渡賃貸(永小作権)	(...不登112)。	(...不登79)。
P162	肢ア1行目～2行目	雇人給料	雇用関係
P179	肢オ1行目～2行目	「債権証書を紛失した…必要がある。」	「当該債権を質権の目的とする場合において、これにつき債権証書があるときは、その証書の交付は、常に、債権質の効力発生要件となる。」
P180	肢オ1行目～3行目	「債権証書がある場合、…(民法363条)。」	「当該債権を質権の目的とする場合において、これにつき債権証書があるときであっても、これの譲渡につき証書の交付が不要であるときは、その証書の交付は、債権質の効力発生要件とはならない(民法363条)。」
P197	肢工1行目～3行目	「Aは、Bのために…リンゴにも及ぶ。」	「Aが、Bのために、A所有の甲土地に抵当権を設定した場合において、その被担保債権につき不履行があるときは、抵当権は、その不履行後に生じる甲土地の果実及ぶ。」
P198	肢工1行目～6行目	「リンゴ林のリンゴ…天然果実であるリンゴに及ぶ。」	「抵当権は、その被担保債権につき不履行があるときは、その後生じる抵当不動産の果実及ぶ(民法371条)。」
P199	ここがポイントの1行目～6行目	「抵当不動産の差押え前においては…(同法372条、304条、最判平成1・10・27)。」	「平成15年改正により、不動産上の担保権の実行方法として、担保不動産収益執行(不動産から生ずる収益を被担保債権の弁済に充てる方法による不動産担保権の実行)という制度が創設された。そして、この制度を実体法レベルで根拠づけるために、抵当権は、その被担保債権につき不履行があるときは、その後生じる抵当不動産の果実及ぶとされた。」
P205	肢工1行目～3行目	「Aは、Bが所有する更地である丙土地について…」と主張した。」	「AはBからB所有の更地である丙土地に抵当権の設定を受けた。その設定後、BはCに丙土地を賃貸し、Cは丙土地の上に丁建物を建築した。なお、Cは、丙土地の占有につき、Aに対抗することができる権利を有していない。このような場合に、Aは丙土地と丁建物を一括して競売することができる」と主張した。」
P206	肢工1行目～3行目	「更地に抵当権を設定した後…」に限られる。」	「抵当権設定後、抵当地上に建物が建築された場合、抵当権者は、土地と共にその建物を競売することができる(一括競売、民法389条1項本文)。もっとも、その建物の所有者が、抵当地の占有につき、抵当権者に対抗することができる権利を有している場合には、一括競売をすることはできない(同条2項)。なお、平成15年改正前においては、一括競売は、設定者自身が建築し所有する場合に限られていたが、同改正により、限られないこととなった。」
P213～215	45濺除		削除
P216～220	46395条・短期賃貸借		削除
P223～225	47抵当権		削除
P241	肢オ3行目	「民法398条/19 1項」	「民法398条/19 1項前段、31項」
P241	肢オ5行目	「同条2項」	「同条1項後段」